

教育民生常任委員会会議録

令和 2 年 5 月 21 日

宮 古 市 議 会

令和2年5月臨時会議 教育民生常任委員会会議録目次

(5月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	8
付託事件審査(3)	9
付託事件審査(4)	11
閉 会	14

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時
場 所

令和2年5月21日（木曜日） 午後1時
議事堂 委員会室



事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した宮古市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例
- (2) 宮古市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例
- (4) 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1) (2)

市民生活部長	松 舘 恵美子 君	総合窓口課長	西 村 泰 弘 君
国民健康保険係長	大 越 公 君	副主幹兼 医療給付係長	関 口 八重子 君

(3)

保健福祉部長	伊 藤 貢 君	介護保険課長	川 原 栄 司 君
管理係長	関 口 憲 史 君		

(4)

教育部長	菊 地 俊 二 君	教委事務局 総務課長	中 屋 保 君
学校教育課長	小 林 満 君	学校教育係長	柁 家 真由美 君

議会事務局出席者

局 長	下島野 悟	主 査	前 川 克 寿
-----	-------	-----	---------

開 会

午後0時57分 開会

○委員長（熊坂伸子君） それは定刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいようですので始めたいと思います。

ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査4件、協議事項1件となりますので、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。各議案の提案理由につきましては、本会議で説明でございますので、省略をいたします。それでは、議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 新型コロナウイルス感染症に感染した宮古市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例

○委員長（熊坂伸子君） 初めに、議案第6号、新型コロナウイルス感染症に感染した宮古市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例を議題といたします。質疑がある方は挙手を願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） それでは、まずこの第6号の条例ですが、新型コロナウイルスに感染した方に傷病手当を出すって条例のようでございます。これを1条から読んでいく中で対象者っていうのが、国民健康保険に加入している人、そして給与等をもたらしている人が、まず対象者かどうかということを確認したいんですが、その対象者の確認です。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、議員おっしゃるとおり、国民健康保険被保険者の中で誰かに雇われて給与等をもたらしている人が対象になります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 要件は二つということになりますでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、その通りです。

○9番（橋本久夫君） 対象は国民健康保険に入って給与をもたらしている方と。

こういった場合に例があるかどうかわかりませんが、例えばこれは仕事、会社勤めという考え方につながると思うんですが、フリーランス。国保に加入しているながらも、フリーでやっている人たちもいると思うんですよ。そういった人たちも、例えば感染した場合の対象者に含まれるのかどうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 被用者というのが考えられるのは、例えば会社に勤めているんだけど、会社の規模が小さくて社会保険がないようなところとか、パートで社会保険が適用にならないような人っていうのが対象ですので、フリーランスになると今度は個人事業主ということで、給料をもたらしているわけではないので、そこは対象にならないということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 国保に加入していてもだめなわけですね。

そういう例があるか、実際どうなっているかちょっと分からないんですが、全くそういった傷病に対する対

応できるものっていうのは、これ以外にないわけなんですか、その辺の取り組みっていうのは。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 傷病手当っていう形では対象はないということなので、恐らく今度は、事業主を救う対策の方の分類に入ってくると考えます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） じゃあ、後ほど別の問題にしますけれども、とりあえずフリーランスと言われる人たちは、まず対象にはならない。けどもそれに代わる、傷病手当なのかかわからないけれども、何らかの手当なり手立てっていうのは、そのほかにもあるんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ちょっと総合窓口課の所管をはずれるんですけども、いわゆる産業支援センターとか、そういう産業分野でやっている方の分類になるっていう考え方になります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 分かりました、そこは1回外しておきます。いずれ、給与をもらっている方、それから国保に入っている方が対象だよということですね。

第3条の考え方なんですけど、要するに手当金を計算する方法がここに書いてあるわけなんですけど、これは1日の手当を支給する金額を計算する方法という理解ですね。で、3カ月の給与を合計して、就労日数で割って、3分の2をかけた額が1日当たりの傷病手当金っていう理解でよろしいですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい。そういう理解で間違いございません。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） その後段にあります、ここがちょっとわからないんですが、ただし当該額がどうのこうのと書いてある中で、「標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは」というんですが、この意味は何を示しているものなのか。これは支払う傷病手当金の上限額を定めているものなのか、ちょっとこの解釈がわからないので、教えてください。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 議員がおっしゃった通り、これは上限額を定めている部分なんですけれども、標準報酬月額の最高額っていうのが139万円の金額になります。なので、その139万円の30分の1が、計算しますと4万6,000円ぐらいになるんですけども、その3分の2が3万8000円ぐらいになるんですけども、そこが上限ということで、仮にそれ以上もらっている場合でも、3分の2を計算したときの上限が3万8000円ぐらいになるという意味の条文になります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） そうすると、幅はいろいろあるんですけども、計算によって3万8000円が上限として1日分が支払われるのがこの第3条の考え方ですね、はい。わかりました。

その場合は別にあれですよ、パートさんであろうと何であろうと、その計算はそのとおり3カ月の時間給なり含めた中で、全部計算がそれなりに行われるということですね。その、例を挙げると最高額が3万円ぐらいなんですけど、平均的に計算するとどのぐらいが妥当な金額にできそうなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 予算を算定するときにはですね、国保に加入している方の中で、30年度に給与等っていうので所得額を計算された人から拾ってみたんですけども、それで1日当たりを計算してみたときには、大体5,250円という数字が出てきたので、それをもとに予算要求はしています。

○9番（橋本久夫君） 大体の平均が5,250円、1日にですね。

そうすると次の4条に入るんですが、例えばその5,250円、1日あたりの手当が、1年6か月を超えないものとして、支給を始めた日からですね。ということは、感染症に感染した場合、3日のというのは、4日目からの計算ということでよろしいですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい。4日目からの計算ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） この感染症のやつなんですけれども、例えば、これ完全に罹った人はそういうふうな計算をすると思うんですが、疑いがあるって、そして3日とか4日自宅待機して、いろんなPCR検査含めたり、1週間かかったり10日間かかったり自宅待機を余儀なくされて、労務ができなかったんですけども、最終的にはその人は感染していなかったという結果が出た場合に、対象として計算されるのかどうかなんです。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） コロナ感染症の疑いで休んだ場合も対象になります。

○9番（橋本久夫君） それも4日後からですか。この考え方がちょっと、最初は37.5度が4日の、どのようのという基準があったじゃないですか、それは何か誤解だったっていう発言があったりした中で、今の計算式の方法はそのとおりのままの基準を持っている、その4日目からという考え方はその通りでいいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） コロナに罹った人も疑いで休んだ人も、同じく休んだ日から4日目からが対象になります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、ほかにございませんか。畠山委員。

○4番（畠山茂君） ほとんど橋本委員さんが質問したんですけど、私も。制度上は国の指導で作った条例だと思うので、中身は問題はないと思うので、私も理解を深めるうえで聞きたいんですけども。

簡単にイメージの部分で先ほどお話をしてもらいましたが、イメージからすると、小規模だった事業者だったり、例えばレジのパート・アルバイトの方だったり、勤務時間の関係で社保に入れなくて、そういう方々が不幸にも感染した場合に、4日以上の場合に対象になるという、こういうイメージなんですけど間違いはないでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） そのイメージで間違いございません。

○4番（畠山茂君） それで先ほどの話で、ちょっと私も腑に落ちないのは、事業者さん、個人事業者が対象にならないという形で、例えば第一次産業でも、あるいは個人事業主のとかを家族でやっていて、給与体系的な、きちっと確定申告もしているような方で、例えば感染してしまったといった場合も、これはもちろん個人なり国民健康保険に入っておられるんですけど、対象にはならないという解釈なんですか。

○総合窓口課長（西村泰弘君） この傷病手当金というのが、給与等ももらっている人が休んで給与をもらえなくなってしまうものに対しての手当てっていうことでの給付ですので、事業所とかというのは対象にならな

い。あくまでも給与等として受けていた部分が休んだことによって減ったときに出す給付金ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） はい、畠山委員。

○4番（畠山茂君） そうなんですね、それはわかりました。

ただ、家庭的な会社という形で給与方式でというのもあると思うんですね。給与方式で、家族でやってるんだけど、そういうふうに行っているというのも事例的に私は見てるんですけど、それは対象に、給与方式で払っているのは対象になるという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。家族経営であってもちゃんと給与として支払っているということであれば対象になります。

○4番（畠山茂君） はい、理解しました。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに、はい坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 1点だけ教えてほしいんですけども、傷病手当をもらっているときに、その手当だけだとどうしても生活が苦しいと。もう少し欲しいというときに、副業はしてもいいんでしょうか。それは認められているんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） この傷病手当の条例の中ではそこまでは想定はしてないんですけども、あくまでも今まで働いてたところからの給料が減った分に対して傷病手当を出すということですので、特に副業をしたから届け出てもらうとかそういうものはないので、休んだところの給与等の比較っていう話になります。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 副業はやってもいいと、基本的にはやってもいいっていうことになるんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 条例でそこまで想定してないので、やっていただければ、特にそれで減額ということにはならないと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） 今の話で中身についてはわかったんですけども、この条例が施行された際にですね、申請する方は、事業主さんからの申請になるんですか。それとも給与いただいている本人のほうからの申請という形になるんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 申請は本人からですけども、事業者さんから確かにこのぐらい給料を払っていたとか、あと医療機関からコロナに感染したとか疑いがあるっていうような証明をもらって、本人が出すっていう形になります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。長門委員。

○14番（長門孝則君） 確認等の意味でお聞きしたいと思います。

6の2ページなんですけどね、6条の2項。ここで事業主に徴収すると、前項の規定により市が支給した額は、被保険者を雇用する事業者の事業主に徴収すると、この事業主に市が徴収するという事なんで、ちょっと珍しい条文なんだと見ましたので、これに関連して前の6条ですがね、これあれですかね、事業主に請求するという事は、実際は働いていただけども、給料をもらっていなかったと。その場合に傷病手当を支給

するんですけども、その部分について事業主に請求をするという解釈でいいんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） この第6条の部分は、例えばこの会社の規則の中で、その休んだ人に給与の8割を払いますよというような決まりがあったとして、そうすると8割もらってるから傷病手当の対象にはならないんですけど、何らかの事情でその8割が払われなかったときは、市から傷病手当をいったん出します。ただ本来は会社が払う部分なので、市が払った分を会社から徴収しますよっていう状況になります。

○委員長（熊坂伸子君） はい、長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと関連してお聞きしたいんですが、結構あれなんですよ、事業主で社保のそういう制度がありながら、社保に入れないで国保に入りなさいと、そういう事業所もあるというふうに聞いてるんですけども、どうですかね、その辺は、そんな話は聞いておりますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ちょっとそこまでは把握していません。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 国保加入者でありながら給与を貰っていると、そういう場合なんですけれども、この対象ですね。ただ、普通の場合は給与をもらっている場合は、大体社保に加入しているのが普通なんですけれどもね。国保でありながら給与をもらっているというのは、ちょっと異例と言うか件数とすれば少ないのかなと、そういうふうに思っています。そういう観点でお聞きしました。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 私もかつて家業手伝いでこの対象者であったので、ありがたい制度だったなっていうことで聞いておりました。家業手伝いで家業に従事しながら給与をもらっているっていう方に対しての、こういったような形での保障は余りないものですから、いい条例だなと思って聞いておりました。

そこでですね、6の2の附則のところがあるんですが、畠山委員が指摘したように、国の指導での条例提案ということは理解するんですが、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するという、令和2年1月1日にはもうすでに過去の日付になっていますよね。これについてはどのように考えておりますか。

○総合窓口課長（西村泰弘君） これも国の基準の通りであるんですけども、幸い宮古とか岩手県は感染した方とかいないので、あまりさかのぼってというのはないとは思いますが、全国的には条例ができる前にもう、コロナで休んだ方っていうのもいるっていうのを救うために、さかのぼって適用するという形になっているんだと理解してます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 現実にそぐわないような、こういったような条例提案。この附則の部分を見れば、現実にふさわしくないような形での条例提案っていうような、いくら国の指導であってもいかなものかなっていうふうな感じがして見ていましたが、担当課としてはどうなのでしょう。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 疑いがある方っていうのもあるので、自然発生しているわけではないので、国の基準のとおり、令和20年1月にさかのぼって条例つくるのかなというふうに考えております。

○18番（加藤俊郎君） そうですかと聞いている他ないのかなという気がしておりますが。

その次の2のところでは令和2年9月30日、いわゆる執行日を定めていますが、ということは、1はそのとおり1月1日っていうふうに結構幅を持たせて、余裕を持った形でこういうような決め方をしながら、一方では

9月30日失効というような形での提案なのですが、これをどういうふうに感じていますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 国のほうで今のところの対象にするのが、令和2年1月1日から令和2年9月30日っていうふうに国庫補助の基準を決めまして、それぞれの市町村では条例の中で規則に委任して終わりの日を決めるっていう形で作るというふうな方向になっております。

で、この条例の時期とあわせて、今度は規則も定めてその中で9月30日に終了するっていうふうな形になりますので、条例だけでは読めませんが、全体とすれば対象期間は令和2年1月1日から令和2年9月30日までというふうになります。あとはコロナ感染症の感染の状況を踏まえて、そのまま終わりにするか、また時期を伸ばすかという流れになるかと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案に対する反対討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので直ちにお諮りをいたします。

議案第6号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（2） 宮古市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第7号、宮古市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は、挙手を願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） この第7号の理由の中で、これも感染症に感染した人に傷病手当金を支給するっていうことで、第6号を受けて後期高齢者の方でも同じ、いろんな計算式も含めて期間も含めて、こっちでも同じことをやるんだよっていう考え方の受付事務をやることの条例改正っていうふうに解釈していいですか、ちょっとそこを。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） おっしゃる通り、後期高齢者医療保険につきましても全く同じ内容で傷病手当金をやるっていうのは、広域連合で決めていますので、その事務を宮古市でも受付事務をやるので、条例に加えるという中身になります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） これ、対象者の条件がこの資料には載っていないんですけども、当然、後期高齢者医療保険なんですけれども、後期高齢者なので給与をもらっている人というのは少ないんじゃないかというふうに思うんですけども、やっぱり給与の支払いを受けなければ対象にならないということなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 仰る通りです。なので75歳以上で給与をもらって働いている人というのは、あまりいないと思うんですけども、同じような仕組みをつくっております。

ただやっぱ広域連合のほうでも、県内で10人程度っていうような見込みを立てているようです。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。ほかになればこれで質疑を終わります。

これより議案第7号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第7号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員の入れ替えを行います。

○

付託事件審査（3） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例

○委員長（熊坂伸子君） それでは次に議案第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例を議題といたします。質疑のある方は、挙手を願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） それでは理解を深める意味で質問をしたいと思います。

まず中身なんですけれども、2条の部分で保険料減免の（2）のところ、要約しますと感染症の影響によって世帯の生計維持者の事業収入だったり、不動産収入、山林収入、又は給与収入が減少見込みで、それが10分の3以上であった場合ということで、前年比で3割減になった場合に、合計所得で200万円以下が10分の10の減免、200万円を超えると10分の8の減免の割合でなると。ただし合計額が400万円を超えると対象外というふうな認識で私は読んだんですけど、間違いがあればご説明をお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい、おっしゃる通りです。

今のお考えで正しいと思いますが、ちょっと順番的にですね、考え方として減少額が前年度の当該収入の10分の3以上の減少があって、事業収入にかかる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下の方がまず対象です。まずそこが対象になりまして、その中で前年の所得が200万円以下の方が全額対象、保険料の全額。200万円以上ある方は10分の8になります、というような組み立てでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 理解をいたしました。

それですね、多分課題になってくるのが3条のところ、手続は申請方式ということなので、いかに周知だったり手続きをですね、具体的に進めていくかというのが、多分、これからの課題になるのかなというふうに思っていました。この間の補正予算を見ると600万円の負担が出ていて、ある程度算定根拠があって出しているんだろうなというふうに私は思っているんですけど、これからこの周知と手続の方の進め方はある程度設計ができていないのか、まだ今詰めていないのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。今回、介護保険料の方から、国民健康保険料の減額も一緒に出しています。これと同じ扱いで国保と一緒に手続きですとか、そういう形でやっというようにしております。

今のところへ6月15日号の広報になりますけれども、そういう減免制度がありますというのを周知しながら、

同日から1階の方で受け付けを国保と一緒にやっっていこうというふうに考えています。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） これからということですね。

危惧しているのは、今回いろいろなコロナ関係で、先ほど言った税の関係とか、保険、国保、介護、後期高齢者とかさまざま出ていて、延期だったり減免とかあってですね、これはかなり市民の人たちも、広報とかに出た時にかなり混乱するのではないかなというふうに私的には思っております、そういったところの横の連携とかってというのは、これから考えているのか、ある程度をそういうことはできているのか。ちょっとここが危惧していたところなんで、もし今時点であれば、なければならない。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 今のところは、先ほど申しあげました国保との連携というのは考えておりますので。また、介護保険については65歳以上が対象になるので、なかなかその説明とか難しい点があるとは思いますが、先ほど申しあげた通り国保と一緒にやるとか、似たような仕組みであればですね、連携してやっっていくとは思っています。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 要望とすれば、やっぱり手続は申請者、まあ役所的には本人のほうである程度、やっぱり市民の人たちが自分で申請しないと進まないということだと思いますので、周知はきちっとしていただければと思います。私からは以上です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 質問です。所得金額が200万円を超える場合は、10分の1の減免になるわけですが、そうすると10分の2残ります。この10分の2に対して有余はないですか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 有余と言いますか、介護保険料ですので1年間が8期に分けて支払いますので、その部分を分割みたいな感じになると思います。有余というのが…有余というのは、ちょっとそこまで想定したものはないです。分割払いみたいな形になるものと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） ただいま課長がご説明したとおりでございますけれども、やはりその部分というのは、個別に対応していかなければならない部分なのかなというふうに考えてございますので、そういうふうに支払いが大変だっというのであれば、こちらのほうでその都度相談にのって対応していきたいという風に考えております。

○委員長（熊坂伸子君） はい。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 感染した場合にそのうちに来て、消毒とか何かこうするわけだと思うんですけども、その場合に家具なんかに傷をつけたとかね、財産に被害を被らせたさせたというような場合には、これは減免にはならないですか。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） 正直、そういうふうなのを想定してございませんでしたけども、確かにそういうふうな感染した場合は、保健所の指導のもとで除菌というんですか、そういうふうな対応は健康課が主体になると思うんですけども、やっていかなきゃならないと思います。その際に保健所の指導も入りますので、傷を

つけないというふうな当然、前提になりますので、そこで対応をしていきたいと思っているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） なんかどっかの県でね、やっぱりこういうケースがあって、その市は介護保険の減免になったということ、テレビだったかなで聞いたり、ちょっとすみません。まあ、その件は分かりました。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。ほかになればこれで質疑を終わります。

これより議案第8号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第8号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

説明会員の入れ替えを行います。

○

付託事件審査（4） 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。

次に議案第9号、宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

この件につきましては、担当課から補足資料の配付の申しでがありこれを許可いたしました。皆さんのお手元に1枚ものの資料、補足資料というのが届いているかと思えます。これを審査の参考にしてください。また、この資料の説明につきましては、発言の申し出がございましたのでこれを許可します。

菊地教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） はい、委員長から資料の提供につきまして許可をいただきますので、事業について私のほうから説明させていただきたいと思えます。

本日、審査をいただく前に、昨日の本会議における提案理由の説明に加えまして、今回の条例改正のポイントを補足させていただきたいと思えます。

今回は月額貸付額について改正をしようとするものでございます。令和2年4月1日施行の奨学資金貸付条例でございますが、大学等に在学する方の奨学金の数は、新1年生、今後貸し付けを受ける方については8万円以内、それから特別奨学については16万円以内で、途中で額の変更ができることとなっております。

ただ昨年度から継続して貸し付けを受けることとなります2年生から4年生につきましては、現在、一律5万円の定額ということで、経過措置でここが5万円となっているところであります。このことに伴いまして、途中で額の変更ができないということになっております。

今回は令和2年3月31日までの貸付者、いわゆる継続して貸し付けを受けている方に対しても、額の変更ができるように条例を改正しようとするものでございます。改正のポイントは、まず大学については、奨学金の額を一律5万円を、8万円以内の額に改正するものでございます。

二つ目として高等学校、今回の改正に伴いまして、月額2万円の定額になります。ただ増額を希望しない方については、今までどおり1万8,000円でもよいという経過措置を設けることで、これが附則の第2項で規定しているところでございます。

それから三つ目として、月額16万円及び入学期の3月の貸し付けにつきましては、令和2年3月31日時点で、継続して貸し付けを受ける方については適用しない。これが附則第3項で規定をしているものでございます。それから下の条例改正後に必要な貸付額につきましては、昨日予算審査をいただいた内容でございます。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（熊坂伸子君） 説明が終わりました。それでは、質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、お聞きしたいところがですね、今回コロナの影響でこういった形で条例の一部を改正するというですけれども、前回、3月の定例会議のときに出たやつで、コロナの影響とかではなくて普通に貸付金額の一部を変えるというところだったんですが。

今回コロナの影響ということは、何か前回の3月定例会議でやったのとは、ちょっと違った形になると思うんですが、奨学金であれば、やはり授業料とか大学にかかる費用っていうところで使用用途が狭められると思うんですけれども、コロナの影響ということであれば、もう少しこう広く考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、この使用用途とかについてはどうお考えでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい、よろしく願います。

学校教育課では現在、奨学金にかかわりまして、やはり家計急変によって、非常に問い合わせが来ております。その中で新規の方につきましては、新しく3月にご提案いたしまして、ご了承いただきました金額、高校生が5万円、大学生が8万円以内という部分で新規の対応をまいりました。

ただそのほかにやはりですね、今奨学金を借りてるんですが、ちょっと厳しくなってきたり、もしくはアルバイト等ができなくなって、学生そのものが困り始めているというふうな部分について、なんとか対応していきたいなというときに、やはり5万円から8万円へ増額することによって対応していくというふうな部分を手厚くすることによって大学生等に対して支援を行うというふうな部分から今回、改正を提案しているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） 増額するっていうところに対して、ある程度ハードルというか、審査みたいなのが結構きつくなるのかなと思って聞いたんですけれども、現状そういった学生たちの実情を踏まえた上であれば、申請して増額したいっていう方たちに対しては、ある程度受け入れる形をとっていくっていいことでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい。審査につきましては、奨学金を貸し出す際に、きちっと精査しております。今回の場合にはそれらを通した方々へのご支援ということになりますので、基本的には受け付けるという答えをさせていただくということで考えております。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） ええとですね、第6条（3）なんですが、大学等に在学する者のうち当該大学等に納入する授業料の額が他の大学等と比較して高額であると市長が認める者、月額16万円以内で市長が認める額というふうな表現になってございますが、第6条（2）の月額8万円以内の倍、16万円とした、その辺の考え方、と、あ、一問一答ですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） お答えいたします。

私立大学の理学部、理工系の大学等への入学金及び授業料等を勘案した場合に、月額16万円程度というふうな必要性が出てまいりましたので、そこについて設定させていただいております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 私立大学の理工系の学費を対象にした制度だというふうな説明をいただきました。授業料等の額が他の大学等と比較して高額である。学部ってということではなくて、他の大学等と比較して高額であるという表現になってるんですが、そうであれば理工系学部ってことであれば、表現をもうちょっと変える必要があったんじゃないですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） お答えいたします。

理工系学部に限定するものではなくて、かかる大学の授業料等が高額になっている大学が私立大学系の大学でございますので、そちらにも対応できるような形で、月額16万円というところを設定させていただきたいということでございます。ですので理工系学部だけというふうな区分ではなくて、そこを参考にしながら、全てまず、対応できるような形での設定ということをご理解いただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 幅を持たせた形での判断でもって8万円以内ということから、16万円以内にしたってようなお答えだったような気がしますが、そこですらね、他の大学等と比較してっていう表現なんですが、他の大学っていうのは、私立大学と国公立系の大学とを分けて考えたっていうことの説明、最初の説明ではなくて、私立大学の理工系という表現のご説明をいただきました。もう一度その辺を整理してお答えをいただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） お答えいたします。

基本的には国立大学につきましては、標準で80万円程度の授業料となっております。私立大学につきましては、まず文科系が大体116万円位学費としてかかりますし、私立大学等につきましては、市立大学文科系等につきましては、150万円から160万円程度というふうな部分もありますので、これらをほぼ踏まえながら、16万円というふうにご設定させていただいているということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員、今回の条例改正にかかわる質疑でお願いいたします。今のお尋ねございますか。

○18番（加藤俊郎君） 委員長。私は関連あると思っているんですが、この条例の（3）の比較でもっての質問をさせていただいておりますが、委員長が認めないというんだったら発言を止めます。

○委員長（熊坂伸子君） 私の判断ですけれども、ただ今の条例改正の内容とちょっと離れているように理解いたしますので、今回の条例の改正の部分で質疑をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。それではほかに、加藤委員どうぞ。

○18番（加藤俊郎君） 他の大学等と比較してという表現には、理系とか文系とかという表現がないなかで、この表現でよろしいというふうにご判断できるのかどうかという質問をさせていただきましたが、それはこの条例には関係ない発言だったんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員がご覧になっているのは参考資料のほうではないかなと思います。それを質

問していますか。今回の条例改定の方に直接関係はございますか。いただいた資料ではないです。参考のために事務局から、前回3月の資料なので、当局からいただいた資料ではございません。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

それでは、ただいまから議案第9号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。

議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案可決すべきものと決定いたしました。

それでは説明員は退席を願います。

〔説明員退出〕

○委員長（熊坂伸子君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。5月25日の本会議における議案第6号から第9号までの委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

以上で付託審査を終わります。暫時休憩いたします。再開は午後2時といたします。

午後1時51分 閉会

○

教育民生常任委員会委員長 熊坂伸子